

秋田市建築基準法施行細則実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年規則第12号。以下「細則」という。）第33条の規程に基づき、実施細目を定めるものとする。

(届出書等の様式)

第2条 届出書等の様式は次の表によるものとする。

様式	申請書等の名称	根拠条文	備考
様式第1号	工事監理者（工事施工者）専任届	第2条	
様式第2号	既存不適格調書	第3条第3項 第26条第2項	
様式第3号	構造計算適合性判定適用調書	第3条第4項	
様式第4号	建築許可等変更届	第4条第1項	
様式第5号	建築許可等変更受理通知書	第4条第2項	
様式第6号	建築主等名義変更届	第4条第3項	
様式第7号	許可等申請取下書	第5条	
様式第8号	工事取りやめ届	第6条	
様式第9号	軽微な変更説明書	第7条	
様式第10号	施工状況報告書	第7条	
様式第11号	公開による意見の聴取請求書	第8条	
様式第12号	工場・事業調書	第17条第2項	
様式第13号	危険物の数量表	第17条第2項	
様式第14号	建築協定認可申請書	第22条	
様式第15号	建築協定認可通知書		
様式第16号	建築協定変更認可申請書	第23条	
様式第17号	建築協定変更認可通知書		
様式第18号	建築協定廃止認可申請書	第24条	
様式第19号	建築協定廃止認可通知書		

様式第20号	照会書	第25条	
様式第21号	照会回答通知書		

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の実施の際、現に受理している届出書等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の実施の際、現に受理している届出書等の取扱いについては、なお従前の例による。